



プラスごみの出し方が変わります。

今まで
は

「プラスチック
容器包装」だけ



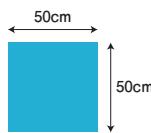
これからは

「プラスチック製品」も
まとめてOK!

プラスチック製品とは？

- プラスチック100%で製造の製品
- 一辺の長さが50cm以内のもの
- 家庭から排出されるもの

例:食器類、ストロー、歯ブラシ、保存容器 ほか



プラスチックでもこれはダメX！

- 食べ物の汚れが付いてるもの
(経年劣化の汚れは資源化OK)
- 金属や紙などが付着しているもの
- シリコン製などの耐熱性の調理器具



福井市

お問い合わせ

福井市 環境政策課 TEL.20-5609
収集資源センター TEL.35-0052

詳しくはこちら!!



越廻・清水区域限定

令和8年4月からスタート

プラスチック資源として、今までの「プラスチック容器包装」と一緒に捨てられるようになった「プラスチック製品」って？

プラスチック資源として、今までの「プラスチック容器包装」と一緒に捨てられるようになった「プラスチック製品」って？

① 台所・衛生用品

- 食器類
- ストロー
- 保存容器
- バケツ・桶（金属部分は除く）
- 歯ブラシ（電動式は不可）



② 日用雑貨

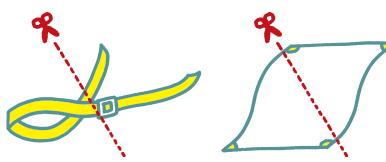
- 定規など文具
- CDケース（CDは燃やせるゴミ）
- ハンガー（金属部分は除く）
- ちりとりなど清掃用具



③ 一边の長さ50cm以内に切断したもの



- 梱包用バンド（PPバンド）
- レジャーシート
- 発泡スチロール



発泡スチロールは、指定袋に入れば、大きさや厚みの基準はありません。

「プラスチック製品」だけどNG!

「プラスチック製品」だけど、「燃やせるゴミ」

- 食物系のカスや土、塗料などの汚れが付着しているもの（経年劣化などによる変色や汚れは資源化OK）
- 可燃物との複合プラスチック（紙やゴム等が付着しているもの ex.うちわ 等）
- シリコン製などの耐熱性の調理器具



「プラスチック製品」だけど「燃やせないゴミ」

- 不燃物との複合プラスチック
(金属等が付着していて、容易に取り外せないもの ex.ハンガーや洗濯ばさみ 等)



注意！
注意！

「プラスチック製品」だけど「使用済み小型家電製品」

- 外装（外側）がプラスチックでできた家電製品や電動式の玩具
「プラスチック資源」ではありません！
➡ 小型家電回収場所※への持ち込みをお願いします。

※市役所庁舎、連絡所（美山、越廻、清水）、クリーンセンター、収集資源センターおよび市内のハーツ各店



詳しくは
こちら

